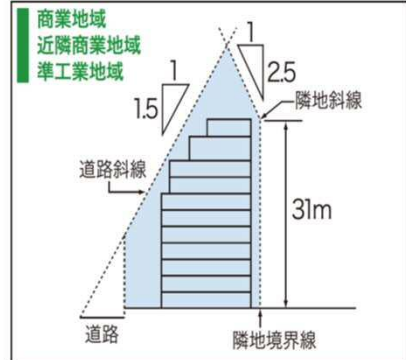
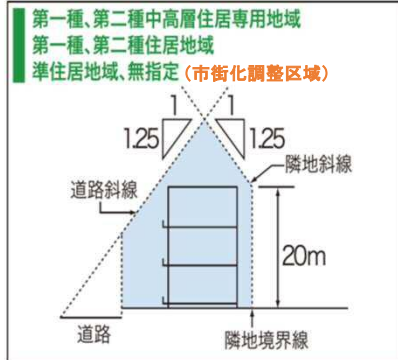
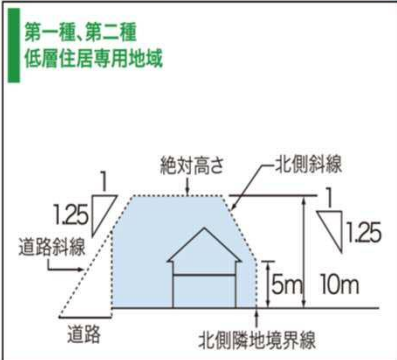


○斜線制限について

主な高さ制限 Height Restriction



注) 図の [] の範囲内に建築しなければなりません。

○容積率の算定における、前面道路幅員に乗じる係数について

- 住居系の用途地域「0.4」
- その他の用途地域「0.6」

※無指定(市街化調整区域)は「0.4」となります。

○その他、地区計画や建築協定により、表とは異なった規制のある区域があります。

地区計画については都市計画課へお問い合わせください。

日影規制時間

対象地域 用途地域	容積率(%)	日影時間				制限を受ける建築物
		規制値の種類	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲	測定高 平均地盤面からの高さ(m)	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	60 80 100	(一) (二)	3時間以上 4時間以上	2時間以上 2.5時間以上	1.5	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	100 150 200	(一) (二)	3時間以上 4時間以上	2時間以上 2.5時間以上	4	高さが10mを超える建築物
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	200	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4	高さが10mを超える建築物
近隣商業地域 準工業地域 (流通業務団地の区域を除く)	200	(二)	5時間以上	3時間以上	4	高さが10mを超える建築物
無指定 (増森工業団地及び平方工業団地の区域を除く) (市街化調整区域)	100	イ (一)	3時間以上	2時間以上	1.5	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物
	200	ロ (二)	4時間以上	2.5時間以上	4	高さが10mを超える建築物

上記の内容は、ホームページにも掲載しています。
[トップページ](#) > [くらし・市政](#) > [くらし・手続き](#) > [住まい・街づくり](#) > [建築確認・建築物](#) > [建築物の高さ制限、日影規制について](#)